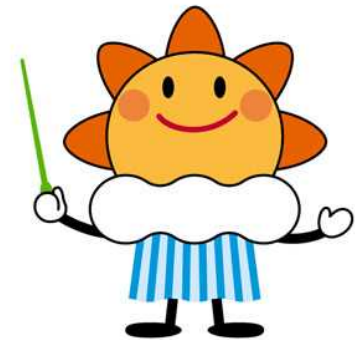


3. 関係機関からの情報提供【資料-2】

①札幌管区気象台

気象台からの情報提供

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用
- 大雨警報等の基準見直しについて



気象庁

札幌管区気象台

Sapporo Regional Headquarters

Japan Meteorological Agency

「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用



気象庁
札幌管区気象台
Sapporo Regional Headquarters
Japan Meteorological Agency


令和6年度から府県単位（石狩・空知・後志地方）での提供を開始予定。

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え

「明るいうちから早めの避難」

段階的に対象地域を狭めていく

令和3(2021)年
線状降水帯の発生をお知らせする情報
(令和3年6月提供開始)




線状降水帯の雨域を楕円で表示

令和4(2022)年～
広域で半日前から予測
(令和4年6月提供開始)

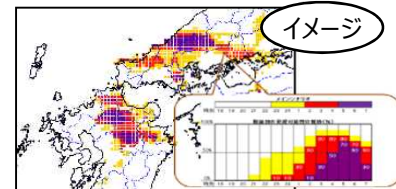
令和6(2024)年～
県単位で半日前から予測
熊本県では、△日未明から明け方にかけて線状降水帯が発生し、大雨となるおそれがあります。

イメージ

次期静止気象衛星
(令和11年度運用開始予定)



令和11(2029)年～
市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日前から提供



イメージ

令和5(2023)年～
最大30分程度前倒して発表
(令和5年5月25日提供開始)

令和8(2026)年～
2～3時間前を目標に発表

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」・・・段階的に情報の発表を早めていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

大雨警報等の基準見直しについて

～定期的な基準の見直し～

- 基準値は、過去約30年分の災害発生／非発生時の指数値を統計的に調査して設定する。
- インフラの整備状況は災害頻度や被害規模として現れるので、災害実績に基づき設定する基準値には、その効果が間接的に反映されている（ex.整備が進む等の理由から過去に災害が発生していない地域では、基準値が高く設定される）。
- 下水道や河川堤防の整備状況などが違うため、同じ雨が降ったとしても災害の起こりやすさには地域差がある。基準値はその地域差を表現するものである。
- 基準値の妥当性は定期的を確認・評価（1年に1回、最新の災害資料等を追加して、災害との関係を精査）するとともに、必要に応じ、適切な基準値への見直しを行う。

災害資料の収集整理

- 「水害統計」等をもとに過去約30年分の災害資料を整理。
- 自治体（都道府県）と協議のうえ、あらかじめ、警報や注意報の対象となる災害を定義しておく。

大雨事例の整理

- 調査期間における毎時の表面雨量指数と流域雨量指数を計算。
- 一雨ごとに災害と指数の値をとりまとめ、大雨事例ファイルとして整理する。

基準値案の作成

- 統計処理（コストロスモデル）により、基準値案を作成する。
- できるだけ少ない基準超過頻度で、多く対象災害を捕捉できるような基準値案を算出する。

基準値案の評価

- 災害捕捉率や適中率といった統計評価をもとに基準値案の妥当性を確認する。

自治体説明

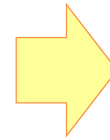
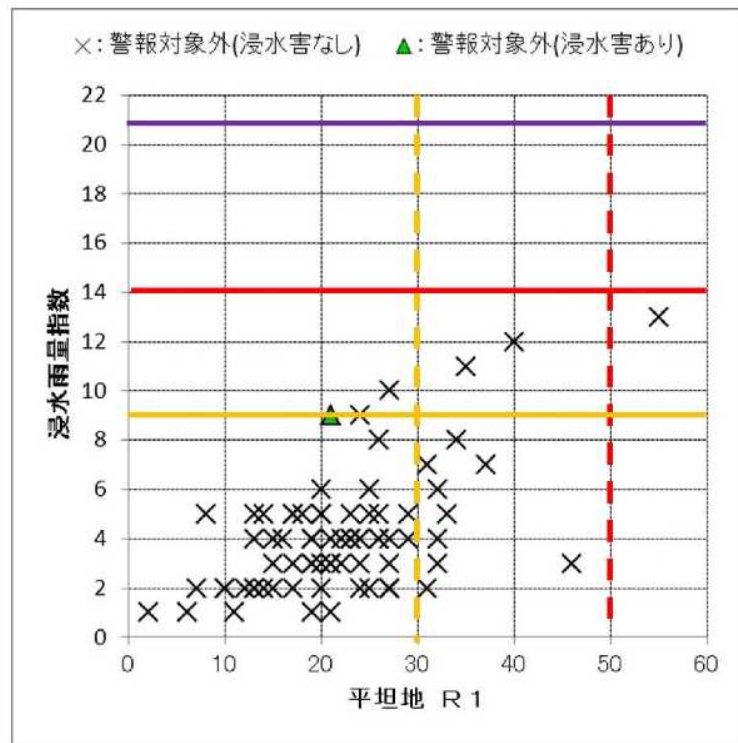
基準値確定

大雨警報等の基準見直しについて

～散布図による確認_大雨警報・注意報 (浸水害)

北広島市

	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
雨量	-	50	30
浸水雨量指数	21	14	9



北広島市

	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
現行基準	21	14	9
本庁基準案	21	14	7
修正案	21	14	7

